

高橋博子です。

下記は、原口一博議員への外務省のビキニ水爆被災文書についてのレクチャーです。早速ツイッターにあげてくださってます。国会議員活動の公開の一環だそうです！私も同席して、発言もしております（外務省職員、外交資料館職員、厚生労働省職員、及び私は音声のみ）。

[https://twitter.com/kharaguchi/status/1135394817339379712?ref\\_src=twsrc%5Egoogle%7Ctwcamp%5Eserp%7Ctwgr%5Etweet](https://twitter.com/kharaguchi/status/1135394817339379712?ref_src=twsrc%5Egoogle%7Ctwcamp%5Eserp%7Ctwgr%5Etweet)

原口議員が追及している文書は、私が今年4月に外交資料館にて調査して情報当時の資料を検証するため、外交資料館に閲覧請求した

「通番1： C'.4.2.1.5-6 汚染船舶航跡関係」

「通番2： C'.4.2.1.5-7 汚染漁船及び商船の検査報告」

のことで

私は閲覧請求の結果5月17日に以下のような通知を受け取りました。

外史第9 1 2 5 号

令和元年5月17日

高橋 博子 様

利用決定の期限の特例の適用について（通知）

平成31年4月22日付の特定歴史公文書等の利用請求については、下記のとおり、外務省外交史料館利用等規則第15条第4項の規定（利用決定の期限の特例）を適用することとしたので通知します。

記

1. 利用請求のあった特定歴史公文書等の管理番号・名称

通番1： C'.4.2.1.5-6 汚染船舶航跡関係

通番2： C'.4.2.1.5-7 汚染漁船及び商船の検査報告

2. 外務省外交史料館利用等規則第15条第4項の規定（利用決定の期限の特例）を適用することとした理由

利用制限の審査に慎重な判断を要する特定歴史公文書等が大量であるため。

3. 利用決定期限

令和2年 4月 22日（水曜日）

その通知、および当該文書について、原口一博議員が外務省に追求したところ、できるだけ早く資料開示するという返答を10日ほど前に受けました。

しかし、その後、関係者の方々と検証したところ、当該文書はすでに情報公開請求の結果開示されていたのです。

つまり当該文書は「再機密化、Reclassified」されていたのです。

昨年7月20日に下されたビキニ国賠訴訟の判決文の一部を引用します（平成30年7月20日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 平成28年（ワ）129号 損害賠償請求事件 59-60頁）

外務省による情報公開 ア NHK 広島は、平成25年に米国立公文書館において、本件核実験による被

災船のリストを発見した(甲 6 [5 頁])。NHK は、同年 6 月 14 日、上記文書の出所である外務省に対し、文書開示を請求し、外務省は、同年 11 月 1 日、厚生省の本件核実験に関する資料を開示した。(甲 6, 弁論の全趣旨)5 イ 開示された文書は、「汚染船舶航跡関係」(PART1)と「汚染漁船及び商船の検査報告」(PART2)の 2 つに分かれている(甲 6)。

ウ 「汚染船舶航跡関係」(PART1)は、すべて海上保安庁警備部救難部から外務省アジア局に宛てたもので、被災漁船(人・船体・魚のいずれかで放射能が検出された船)163 隻の航跡図、第二吉祥丸による実験の目撃証言、19 隻分の検査結果である(甲 6)。

エ 「汚染漁船及び商船の検査報告」(PART2)は、基本的に厚生省から外務省アジア局に宛てたもの(他に、運輸省や治療にあたった病院の報告書もある)で、1 「南部太平洋方面就航船舶の放射能検査の結果について」と題する運輸省海運局から外務省アジア局に宛てた文書の中に、商船や大型船、指定五港以外の漁船など計 400 隻分の放射能検査結果が記載されており、2 貨物船神通丸乗員に対する大阪や岩手などでの精密検査の結果などの記載がある文書、3 指定五港以外で発見された全国 10 港での 186 隻分のリスト、4 12 月 22 日原爆被害対策協議会食品衛生部会の検査中止の根拠となる声明等であり、事務次官検査通知(甲 17, 乙 4)、厚生省通報方針(甲 16)、第十三光栄丸の船員の血液検査、尿検査などの身体検査結果(甲 19 の 1 ないし 4, 甲 21)、第十宝成丸、第五明神丸、第一金毘羅丸の各船員の血液検査結果(甲 20)、神通丸の船員の血液検査、尿検査、臨床症状などの検査結果(甲 22 の 1, 2, 甲 25)、大型船舶の放射能検査と添付の診断書(甲 28)などが含まれていた、検査結果などは黒塗りにされていた(甲 6[5~7, 43~47 頁], 甲 70 [180 頁], 甲 77 [12~14 頁])。

このように、同じ文書はすでに開示されていたのです。

これらの文書は、外務省外交資料館所蔵資料検索システムを検索した情報によりますと、外交資料館に移された際の「移管時の総合外交政策局 軍縮不拡散・科学部 軍備管理軍縮課」で、移管年月日は 2019 年 1 月 22 日、外交記録公開日は 2019 年 1 月 31 日 とあります。

しかし情報公開請求を経て、外交資料館に移管後も、情報公開されたという事実すら外務省・外交資料館とで共有できていない実態が浮き彫りになってます。再機密化の問題だと思いましたが、さらにそれ以上のものすごい問題だと思います。

昨年 7 月の高知地裁でのビキニ水爆実験被災国賠訴訟の判決文にも記載されていますが、被告である国は見解として以下のように説明していました (一部要約)。

\*\*\*\*\*

厚生労働省

「マーシャル水域において」と題する昭和 29 年 4 月 26 日付け構成事務次官通知  
本件核実験による被災状況に関する資料を探そう求められた。通常の搜索方法、厚生労働省内、外部倉庫を探索

本件核実験による被災状況に関する資料を発見。

平成 26 年、山下からの情報公開請求法に基づき「ビキニかく実験に係る資料一式」に係る行政文書について開示請求を受け、同日本件核実験による被災状況に関する資料を開示した。

カ 本件資料の開示の経緯は、前記の通りであって、現に被告は、本件資料が発見された後、原告山下か

ら情報公開請求に基づく行政文書開示請求を受けて、原告山下らに対し、速やかにこれを開示している  
のであるから、被告において、本件資料等を故意に隠匿し、開示を拒否し続けたという事実はない。」

\*\*\*\*\*

「本件資料等を故意に隠匿し、開示を拒否し続けたという事実はない」という前提で、昨年国側は勝訴し  
ました。

この勝訴は無効だと思います。被災者側、国民・市民に対して、隠し続けるという継続的不法行為は、現  
在も、そして将来にわたって続いています。

高橋博子